

平成 28 年 4 月より

◆ 被扶養者の「資格条件」が変更になります！ ◆

被扶養者の資格条件の基本である「主としてその被保険者により生計を維持するもの」を、より明確にするため、また厚労省の通達に沿った条件にするために、平成 28 年 4 月より下記のとおり被扶養者の資格条件を変更することになりましたのでお知らせします。

※来年の被扶養者調査からは、変更後の条件で審査となりますので、ご承知おき下さいませようお願い致します。

【変更後の資格条件】 ※赤字が変更点

* 被保険者と同一世帯に属している場合

被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円)未満であって、**原則として被保険者の年間収入の 2 分の 1 未満であること。**

* 被保険者と同一世帯に属していない場合

被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円)未満であって、**原則として被保険者からの援助による収入額より少ないこと。**

※被保険者からの援助による収入＝被保険者からの仕送り額

《仕送り証明の提出について》

同一世帯に属していない場合、主として被保険者からの援助(仕送り)により生計を維持していることが条件ですが、下記の場合は同居扱いとし、仕送り証明の提出は必要ありません。

- ・被保険者が単身赴任の場合
- ・被扶養者が学生の場合
- ・本来同一世帯である被扶養者が施設等に入所している場合

【 変更後の取扱例 】

被保険者と同一世帯に属している場合

被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円)未満であって、**原則として被保険者の年間収入の2分の1未満であること。**

○ 認定できるケース

被保険者の年間収入 300 万円

被扶養者 : 母 62 歳 年間収入(給与)130 万円

× 認定できないケース

被保険者の年間収入 300 万円

被扶養者 : 母 62 歳 年間収入(給与)170 万円

被保険者と同一世帯に属していない場合

被扶養者の年間収入が130万円(60歳以上または障害厚生年金受給者は180万円)未満であって、**原則として被保険者からの援助による収入額より少ないこと。**

※被保険者からの援助による収入＝被保険者からの仕送り額

○ 認定できるケース

被保険者の年間収入 500 万円 援助額(仕送り)180 万円/年

被扶養者 : 母 65 歳 年間収入(給与＋年金)170 万円

× 認定できないケース

被保険者の年間収入 500 万円 援助額(仕送り)60 万円/年

被扶養者 : 母 65 歳 年間収入(給与＋年金)170 万円